

平成31年第1回士幌町議会臨時会

1 議事日程第1号 1月29日（火曜日）午前10時開会

日程番号1 会議録署名議員の指名

日程番号2 会期の決定

（諸般の報告）

日程番号3 議案第1号 損害賠償額の決定及び和解について

日程番号4 議案第2号 北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について

日程番号5 議案第3号 平成30年度士幌町一般会計補正予算（第7号）

2 出席議員（11名）

1番 細井 文次

2番 和田 鶴三

3番 秋間 紘一

5番 河口 和吉

6番 清水 秀雄

7番 飯島 勝

9番 森本 真隆

10番 大西 米明

11番 加藤 宏一

12番 中村 貢

13番 加納 三司

3 欠席議員（1名）

8番 出村 寛

4 地方自治法121条の規定による説明のための出席者

町長

小林 康雄

教育長

堀江 博文

代表監査委員

佐藤 宣光

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長

柴田 敏之

保健医療福祉センター長

山中 雅弘

総務企画課長

瀬口 豊子

地方創生担当課長

石垣 好典

会計管理者

三島 重浩

町民課長

辻 亨

保健福祉課長

高木 康弘

産業振興課長

亀野 倫生

建設課長

増田 優治

道路維持担当課長

佐藤 英明

建設課技術長

田中 敏博

子ども課長

金森 秀文

特老施設長

佐藤 慶岩

病院事務長

土屋 仁志

消防課長

土屋 政勝

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事

玉堀 泰正

教育課長

藤村 延

給食センター所長

齋藤 英雄

高校事務長

上野 清子

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長

矢野 秀樹

総務係長

宇佐見 和重

9 会議録

会 議 の 経 過

(午前10時00分)

	加納議長	<p>ただいまの出席議員は11名です。</p> <p>なお8番出村議員より欠席届が出ていますのでご報告いたします。</p> <p>定足数に達していますので、これから平成31年第1回土幌町議会臨時会を開会します。</p> <p>これから、本日の会議を開きます。</p> <p>議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p>
1		<p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番、飯島勝議員及び9番、森本真隆議員を指名いたします。</p>
2		<p>日程第2、会期の決定を議題といたします。</p> <p>お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、会期は本日1日間に決定いたしました。</p> <p>これから諸般の報告を行います。</p> <p>閉会中の議会の主な出来事については、お手元に配付した事務報告によりご了承願います。</p> <p>次に、北十勝2町環境衛生処理組合議会に関する報告は、お手元に配布のとおりですので、ご了承願います。</p> <p>なお、審議内容等につきましては、議員控室に配置していますので、随時閲覧願います。</p> <p>これで諸般の報告を終わります。</p>
3		<p>日程第3、議案第1号「損害賠償額の決定及び和解について」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p>
	柴田副町長	<p>議案第1号、損害賠償額の決定及び和解についてご説明をいたします。この議案につきましては、昨年8月3日に発生しました物損事故についての損害賠償額の決定及び和解についてでございまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、議決を得ようとするものでございます。損害賠償の額でございますけれども、6万2,524円。和解の内容につきましては、相手方は、町に対して、本件に関し今後一</p>

切の請求、異議の申し立てをしないという内容でございます。和解の相手方でございますけれども、旭川市宮前1条4丁目12番の山田留美子氏であります。事故の内容でございますけれども、平成30年8月3日、旭川市宮前1条4丁目12番先路上において、マンション敷地内に入ろうとしたところ、相手方の車両がバックをしながら出車する際に接触し、双方の車両が破損したものでございます。この事故の過失割合でございますけれども、相手方が6で本町の分は4であります。この金額につきましては、15万6,310円の4割でございます。6万2,524円ということになっております。以上で説明を終わらせていただきます。

加納議長 これから質疑を行います。ありませんか。
(なし)

加納議長 質疑を終わり、これから討論を行います。
(なし)

加納議長 討論なしと認め、これから議案第1号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

4

[日程第4、議案第2号「北海道市町村総合事務組合格約の制定並びに廃止について」](#)を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

柴田副町長 議案第2号、北海道市町村総合事務組合格約の制定並びに廃止についてご説明をいたします。

これにつきましては、北海道市町村総合事務組合において、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団及び北海道市町村職員退職手当組合を構成団体とすることができないことから、当該団体の非常勤職員に対する公務災害補償等の事務を処理できるように規約を新たに制定し、現行の規約を廃止するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、地方自治法上複合的一部事務組合は市町村及び特別区しか設置をすることができず、北海道が構成員となっております石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団と道が構成員となっている一部事務組合を構成員とする北海道市町村職員退職手当組合は総合事務組合に加入ができないことから、早急に見直すよう総務省から総合事務組合に助言があったところであります。ただ、事務処理の効率性の観点から、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団及び北海道市町村職員退職手当組合から非常勤職員に係る災害補償等の事務処理を北海道市町村総合事務組合に委託したい意向があり、北海道市町村総合事務組合の規約を変更し、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道

企業団及び北海道市町村職員退職手当組合を構成から除くとともに、この3団体の事務処理の委託を受けられるようにするものでございます。説明資料の1ページをごらんください。北海道総合事務組合同規約改正点について記載をしてございます。右のらんが廃止をする旧規約、左側が新たに制定する新規約の改正の内容についてのせてございます。まず第5章の雑則でございます。新たに14条として、事務の委託の申し出があったときに、受託することができる規定を追加し、北海道が構成員となっている3組織の非常勤職員に関わる公務災害補償等の事務処理を受託できるようにするものでございます。これにより、旧規約の第14条を新規約では第15条に繰り下げてございます。次に別表第1の、組合を組織する地方公共団体でありますけれども、石狩振興局のらんでは北海道が構成員となっている、先ほどから説明しております3組織を削除するものでございます。次に檜山振興局及び胆振総合振興局のらんにつきましては、加入組織の名称の変更によるものでございます。次のページの十勝総合振興局覧につきましては、十勝環境複合事務組合の解散により、これを削除するものでございます。次の別表第2につきましても、ただいま説明した理由によるものでございます。資料1ページ中段のところに書いてあります附則の施工日でございますけれども、北海道知事の許可のあった日からとし、次の2では現行の北海道市町村総合事務組合同規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）については、廃止をするものであります。なお指令番号は決まった段階で入れるものでございまして、それまでの間は空らんとしてございます。以上で説明とさせていただきます。

加納議長 これから質疑を行います。ありませんか。
(な し)

加納議長 なければ質疑を終わり、これから討論を行います。ありませんか。
(な し)

加納議長 討論なしと認め、これから議案第2号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

5 [日程第5、議案第3号「平成30年度士幌町一般会計補正予算」を議題といたします。](#)

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務企画課長。
瀬口総務企画課長 総務企画課長、瀬口よりご説明申し上げます。
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,221万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ77億7,942万1,000円に改めようとするものでございます。

歳出から説明いたしますので、5ページをごらんください。2款1

項1目一般管理費、13節弁護委託料は、釧路地方裁判所に提訴されて
いました損害賠償請求事件について、棄却判決がされたことに伴い、
弁護報酬委託料64万8,000円を追加するものでございます。なお原告
側は12月20日付けで札幌高等裁判所に控訴しております。

3目財産管理費、22節、補償補填及び賠償金は、議案第1号で可決
決定いただきました損害賠償額6万3,000円を追加するもので、特定
財源として事故災害共済金を同額充当。

7款1項2目観光振興費、15節は、プラザ緑風温泉2号ポンプ改修
に伴う工事費650万円を追加。

8款2項2目道路橋梁維持費、14節は、除雪に係る重機借り上げ料
として、1,500万円を追加するものでございます。

次に、4ページの歳入についてですが、9款1項1目地方交付税、
2,214万8,000円を計上し、収支のバランスを取ったところでございま
す。

以上で説明を終わります。ご審議を賜り、可決決定いただきますよ
うお願い申し上げます。

加納議長 これから質疑を行います。ありませんか。
(な し)

加納議長 質疑を終わり、これから討論を行います。
(な し)

加納議長 討論なしと認め、これから議案第3号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異 議 な し)

加納議長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
これで本日の日程は、全部終了しました。
会議を閉じます。
平成31年第1回士幌町議会臨時会を閉会します。

(午後 2時15分)